

神戸市児童虐待防止医療的支援強化事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は児童虐待の再発防止等のため、精神障害のある、又は精神障害の疑いのある保護者（以下「保護者」と言う。）に対する精神医療的および精神保健福祉的な援助方針の策定、および医療機関とこども家庭センターとの連携強化を目的として実施する。

(実施主体)

第2条 実施主体は神戸市こども家庭センターとする。

(精神科医師の委嘱等)

第3条 本事業は地域や病院等で精神医療や精神保健福祉に従事し、事業の趣旨に理解のある精神科医師を委嘱して実施する。

2 医師への報酬は別に定める保健福祉局の謝礼基準による。

(事業内容)

第4条 本事業における精神科医師の職務は、主として事例担当の児童福祉司、児童心理司等に対して、保護者に関する援助方針の策定について助言を行う等の支援を行うこととする。ただし、必要に応じ、保護者の面接・相談を実施する。

2 本事業の実施場所はこども家庭センターとする。ただし、必要な場合には、保護者の自宅等へ出張して面接・相談を実施することができる。

3 本事業は予算の範囲内において必要な回数を実施する。

4 本事業の円滑な運営をはかるため、年1回程度精神科医師を交えた連絡を開催する。

(その他)

第5条 本事業の実施においては、個人情報保護に万全を期すものとする。

2 本事業の実施に関し、定めのない事項はこども家庭センター所長が決定する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月1日より適用する。